

特別支援教育に関する主な事業の概要

1 特別支援教育の充実

県立特別支援学校・特別支援学級教育実践交流事業 —発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（文部科学省委嘱事業）—	
対 象	特別支援学級を設置している小・中学校と県立特別支援学校
県立特別支援学校と小・中学校特別支援学級が連携し、障害のある児童生徒に対する教育の指導方法・内容の工夫改善を図る。	

特別支援学校校内研修事業	
対 象	県立特別支援学校
特別支援学校において児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実について校内研修会を行い、教員の専門性や指導力の向上を図る。	

教育課程研究集会（特別支援学校等）	
対 象	特別支援学校教職員及び小・中学校特別支援学級の担任
特別支援学校等における教育課程に関する諸課題について新しい学習指導要領の趣旨をふまえ研究協議を行い、教職員の指導力の向上と学習指導等の改善に役立てる。 県立特別支援学校（知的障害）3校については、19・20年度の2年間、研究推進校として実践研究を行った「自閉症のある児童生徒の適切な指導及び支援の在り方」についてのまとめの会を行う。	

巡回相談員派遣事業 —発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（文部科学省委嘱事業）—	
対 象	保育所及び幼稚園、公立小・中学校及び高等学校の通常の学級等
保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する特別な支援必要とする幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援を行うために、専門的知識・経験を有する相談員を派遣する巡回相談等を実施する。	

学生支援員派遣事業 —発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（文部科学省委嘱事業）—	
対 象	高知市立小・中学校及び高知大学教育学部附属小中学校
特別支援教育を学ぶ教員志望の学生を、高知市内の小中学校に派遣し特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の一層の充実をめざす。	

公立小中学校新任特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会	
対 象	公立小・中学校の特別支援教育学校コーディネーターに初めて指名された者
<p>特別支援教育を推進するための校内支援体制の在り方や、一人一人の教育的ニーズに応じた支援について理解を深め、情報交換や研究協議を行って特別支援教育学校コーディネーターの資質の向上を図る。</p>	

公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会	
対 象	公立高等学校の特別支援教育学校コーディネーター
<p>高等学校における教育上特別の支援を必要とする生徒の理解や指導方法についての基本的な理解を深め、それぞれの学校において特別支援教育を推進するため、コーディネーターとしての資質及び指導力の向上を図る。</p>	

特別支援学級等教育課程研究集会	
対 象	特別支援学級担任等
<p>特別支援学級等における教育課程及び進路指導に関する諸問題について研究協議し、適切な指導及び支援の充実を図る。</p>	

特別支援教育グランドモデル地域の指定 －発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（文部科学省委嘱事業）－	
対 象	香美市（グランドモデル地域）
<p>発達障害を含む障害のあるすべての幼児児童生徒への専門的な対応のできる総合的な支援体制の整備を目指し、特別支援教育総合推進地域及びグランドモデル地域を指定し、小中学校等の特別支援教育体制の充実を図る。</p>	

県立特別支援学校採用3・4年次教員サポートシステム	
対 象	県立特別支援学校採用3年次及び4年次教員
<p>採用3年次及び4年次教員が、初任者研修、採用2年次の長期社会体験研修を通じて習得した基本的な知識や技能、コミュニケーション能力等を、それぞれの所属校において伸ばさせるとともに、生涯にわたり主体的に学び続ける姿勢を育成する。また、各所属校において、3・4年次教員の成長を職場全体で積極的に支援し、学校全体の授業改善の充実に生かす。</p>	

2 適切な就学の推進

高知県障害者就学指導委員会	
委員	学識経験者、医師、教育機関の職員、行政機関の職員
障害を有する幼児児童生徒等のうち特別支援学校において教育上特別な指導及び支援を要すると思われる者の障害の内容を診断・判定し、その適切な就学を図る。	

市町村就学指導事務担当者連絡会	
対象	市町村（学校組合）教育委員会就学指導事務担当者等
各市町村（学校組合）教育委員会の障害のある子どもの就学指導事務を担当している者を対象に、研究協議の機会を提供することにより、適切な就学についての理解と推進を図る。	

高知県障害者就学指導委員会診断委員等連絡会	
対象	県立特別支援学校診断委員等
県立特別支援学校において教育相談を担当し診断委員に任命されている者を対象に、就学指導の在り方を研究協議し、障害のある子どもの適切な就学の推進を図る。	

教育相談員派遣事業	
対象	障害がある又は障害があると思われる就学前の幼児及び小学校、中学校に在籍する児童生徒並びにその保護者、関係者
障害のある幼児児童生徒やその保護者に対し、教育、福祉、医療等の専門機関が連携した早期からの教育相談を実施し、適切な就学や進路選択が円滑に行われるようにするとともに、幼児児童生徒の望ましい成長・発達を図る。	

3 進路指導の充実

特別支援学校進路連絡会	
対象	企業関係者、関係行政機関、特別支援学校進路指導担当者等
障害のある子どもたちの学校卒業後の進路について、企業、施設及び関係行政機関と特別支援学校関係者が当面する進路指導の在り方や課題について協議し、進路指導の更なる充実を図る。	

進路指導充実事業「はばたけ21」	
対象	県立特別支援学校
県立特別支援学校の生徒一人一人が、早い段階から自己の進路や生き方について考える機会を設けるため、進路ガイダンスの充実や県内外での職場体験、社会福祉施設の利用体験などの事業を実施し、円滑な社会参加を推進することを目的とする。	

県立特別支援学校高等部卒業生のアフターケア事業	
-------------------------	--

対 象	県立特別支援学校
-----	----------

企業、施設、家庭等との連携のもとに、県立特別支援学校高等部卒業生について、卒業後の社会生活（企業や施設での生活、余暇の過ごし方等）に関する支援を行う。